**建設業退職金共済制度（建退共制度）の推進について**

この制度は、建設現場で働く人たちのために、「中小企業退職金共済法」という法律に基づき国が作った退職金制度で、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定をはかり、建設業の振興に寄与することを目的としています。

工事受注者の皆様には従来からご協力いただいておりますが、より一層の普及を図るため、下請け業者等に建退共制度の趣旨説明、加入促進をお願いするとともに、他の退職金制度に加入するよう周知をお願いいたします。

なお、習志野市発注の工事受注者の皆様には、下記のとおり建退共証紙の購入状況等の確認を行っておりますのでご協力をお願いいたします。

**１．加入している退職一時金制度の報告について**

工事受注者の皆様には、退職一時金制度の加入状況を確認するため、受注した工事に係る全ての建設業者が加入している退職一時金制度をとりまとめた退職一時金制度一覧表（様式第7号）の提出をお願いします。

**２．建設業退職金共済証紙購入状況報告書等の提出について**

1件当たりの契約金額が500万円以上の工事受注者の皆様には、下記のとおり建退共証紙の購入状況等の確認を行っておりますので、報告書の提出をお願いいたします。

**（1）共済証紙購入状況報告書の提出について**

1件当たりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した場合には、建退共対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握のうえ必要となる枚数を購入し、契約締結後1か月以内に、掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（様式第1号）を提出してください。なお、工事の一部を下請業者に施工させ、当該下請業者が共済証紙を購入した場合には、その掛金収納書も同時に貼付してください。

**（2）共済証紙購入遅延報告書の提出について**

（1）の報告書を期限内に提出ができない場合は、建設業退職金共済証紙購入遅延報告書（様式第2号）を提出し、購入後速やかに建設業退職金共済証紙購入状況報告書（様式第1号）を提出してください。

**（3）共済証紙追加購入報告書の提出について**

1件当たり100万円以上の契約金額の増額変更があり、共済証紙を追加購入したときは、掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙追加購入状況報告書（様式第3号）を提出してください。なお、1件当たり100万円以上の契約金額の増額変更があり、証紙を購入しないときは、建設業退職金共済証紙を購入しない理由書（様式第6号）に理由を記載し提出してください。

**（4）共済証紙を購入しない理由書の提出について**

習志野市発注工事において共済証紙を購入しない場合には、建設業退職金共済証紙を購入しない理由書（様式第6号）に理由を記載し提出してください。なお、添付書類が必要な場合がありますので、様式の下欄をご覧ください。

**（5）その他**

①共済証紙受払簿等の作成

工事受注者は、共済手帳受払簿（様式第4号）及び共済証紙受払簿（様式第5号）を作成して、共済手帳及び共済証紙を適正に管理してください。

②共済証紙貼付実績表の作成

工事受注者は、建退共制度対象労働者を雇用している場合、対象労働者の共済手帳に共済証紙の貼付けを行った実績をとりまとめ、共済証紙貼付実績表（様式第8号）を作成して下さい。

③共済証紙受払簿等の提出

工事発注者が、購入状況を把握するため必要があるとして求めた場合、速やかに共済証紙受払簿その他関係資料を提出して下さい。

④建退共制度に関する事務処理については、建退共事業本部が発行している「建退共の手引き」を参考に行ってください。

**（6）建退共関係の書式について**

建設業退職金共済証紙購入状況報告書（様式第1号）…Ｐ3

建設業退職金共済証紙購入遅延報告書（様式第2号）…Ｐ4

建設業退職金共済証紙追加購入状況報告書（様式第3号）…Ｐ5

共済手帳受払簿（様式第4号）…Ｐ6

共済証紙受払簿（様第式5号）…Ｐ7

建設業退職金共済証紙を購入しない理由書（様式第6号）…Ｐ8

退職一時金制度一覧表（様式第7号）…Ｐ9

共済証紙貼付実績表（様式第8号）…Ｐ10